

過年度遡及会計基準 ～事業報告の数値～

概要

会社法監査のみ実施される会社をイメージしてください。

企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(以下「過年度遡及会計基準」という。)が既に適用されていますが、当期に会計方針の変更を行う場合、**事業報告における直前 3 事業年度の財産及び損益**について、影響させる必要があるのでしょうか……。

本文

会計方針の変更が行われた場合、「過年度遡及会計基準」第 6 項より、「新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用する」こととなり、その影響額は「過年度遡及会計基準」第 7 項より、「表示期間より前の期間に関する遡及適用による累積的影響額は、表示する財務諸表のうち、最も古い期間の期首の資産、負債及び純資産に反映する」とされているので、会社法上の計算書類の場合は、遡及適用による累積的影響額を当期首のそれぞれに反映させることとなります。

事業報告は、会社法施行規則第 120 条第 1 項第 6 号において、直前 3 事業年度の財産及び損益の状況を記載することとなりますが、同条第 3 項において、「第 1 項第 6 号に掲げる事項については、当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株式資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。)が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。」とされており、直前 3 事業年度の財産及び損益に影響させるかどうかは、**会社の任意でよい**と考えられます。